

令和 8 年度 事業 計画

公益財団法人 大阪府私学総連合会

公益財団法人 大阪府私学総連合会 令和8年度 事業計画

教育に携わる者の福祉の増進を図ることによって、大阪府下の学術の振興をはかり、教育、スポーツ等を通じて大阪府民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的として以下の事業を行う。

1 公益目的事業

退職資金給付事業

学校法人等が設置する大阪府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校または私立学校関係団体に勤務する校長もしくは園長、教員、事務職員、その他職員で常勤のもの、または、教職員等の遺族に対して学校法人等が支給する退職金に必要な資金の給付を行う。

(1) 資金計画

大阪府補助金削減に伴う財政難により、責任準備金保有率は約 50%台である状況のなか徐々に増加してきており、当面は現行制度のまま運営できる見込みである。

しかしながら、加入者数は令和3年度をピークに僅かずつではあるが減少に転じていることから、今後資産規模の縮小も視野に、財政状況を注視しつつ資金需要に応じた給付が維持できるよう、補助金交付率の復元を積極的に大阪府へ要望していくとともに、資金運用面においても安全最優先で安定した運用収入を目指し検討を行う。

【 参 考 】

- ・責任準備金に対する基金の保有割合

基金保有額	21,616,994 千円	(令和8年3月31日見込)(未収負担金を含む)
責任準備金	42,612,117 千円	(令和6年3月31日現在)
保有割合	50.7 %	

① 負担金

加入教職員の標準給与月額に、勤続期間に応じて 49/1000 ～ 133/1000 の6段階に定めた負担金率を乗じた額を毎月会員法人等から徴収する。

② 入会金

新たに本事業に加入する新規法人は、一法人につき1万円、加入者一名につき1千円を徴収し、基本財産に繰り入れる。

③ 補助金

令和 8 年度大阪府から交付予定の補助金は、485,941 千円が当初予算として私学課より公表されている。

④ 資金の運用

「安全・有利」を基本に、毎年度第 1 回理事会で確認する「資金運用管理規程」に基づき理事会の審議を経て実施する。

(2) 給 付

加入教職員の退職時に支給する退職手当に必要な資金を、加盟学校法人等に対し次の要領により給付を行う。

① 給付の対象

加入教職員の勤続期間が退職時に一年以上であり、かつ退職資金の給付制限に該当しないことを条件として給付の対象とする。

② 退職資金の額

退職した日の属する月より遡って 5 年間の標準給与月額を平均した額に、勤続期間に応じた給付率を乗じて得た額とする。

③ 返還金

運営規程 29 条の 2 に基づき、教職員等が事業対象外の学校等に転勤又は移籍することとなった場合は、学校法人等の申出によりそれまで納付してきた負担金を返還することができる制度。(令和 7 年度は申請無し)

④ 給付にかかる事務

運営規程の定めに基づき執行する。

2 収益事業

管理運営事業

① 貸会議室事業

3、4 階の貸会議室は、私学関係者並びに公共機関、団体、企業、個人に対し広く利用できるよう周知を行い、貸会議室料の増収を目指す。

② 貸室事業

1、2 階の各フロアーを私学関係団体の事務所として賃貸し、運営・管理する。

3 相互扶助等事業

私学振興に関する事業

【大阪私学新春互礼会】

大阪私学の発展を祈念し、私学関係者の交友を温め結束を固める為に「教育は私学から私学はひとつ」の合言葉のもと実施している年頭恒例行事の企画運営並びに会の充実を目指す。

・実施予定日 令和 9 年 1 月 9 日（土）午後 1 時 ～ 大阪ガーデンパレス

4 その他事業

① 自衛消防に関する事業

防火研修、消防技術錬成会、並びに救命救急講習等にも積極的に参加し、万一の際に対応できるよう備えと共に、入居団体にも消防訓練等の実施による啓発に努め、より一層の防火・消防技術、防災意識の向上に努める。

② 会議に関する事項

諸事業遂行のための会議の開催。

- ・理事会 6 回（奇数月）
- ・評議員会 2 回（3月、6月）

③ 所轄庁その他の関係機関との連絡、交渉、支援事業

④ その他前項の目的を達成するために必要な事業

5 資金調達及び設備投資の見込み

令和 8 年度事業における資金調達の予定はありません。

6 当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について記載した書類

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	大阪府内の私立学校の設置者に対し、その私立学校に勤務する教職員に支給する退職金を交付する事業	

〔1〕事業の概要について（注1）

〔1〕事業の概要について

【財団設立の経緯と設立目的】

財団法人大阪府私立学校退職金財団は、大阪府下における私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園等に勤務する教職員に支給する退職金に必要な資金を、私立学校の設置者に交付することにより、教職員の福祉を増進し、私立学校の振興に寄与する目的で、昭和 43 年 4 月に設立されました。

設立趣意書では、「今日、私立学校教職員の給与については、未だ充分とはいえないが、漸次公立学校並にする努力が重ねられ、退職後の年金については、私立学校教職員共済組合法による長期給付の制度が設けられた。しかし、退職一時金については、大阪府私立学校恩給財団の制度があるとは云え、その支給額は著しく低額であり、学校が支給する退職金の一部に充当されるに過ぎず、しばしばその増額も考えられたが、人件費の増嵩に追われて、これを手当とする余裕がなく、公立学校に比し低額に甘んじているのが実情である。以上の実情に鑑みて、今回恩給財団の思想を受け継ぎ、これを発展拡大して公立学校に準じた退職金を支給しうる制度を確立して、教職員が安心してその生涯を私学教育に捧げられるようにとの意図のもとに、府内の私立高等学校、中学校、小学校、幼稚園が一致協力して、新たに財団法人大阪府私立学校退職金財団を発足させる運びになった。」と述べています。

以上のとおり、財団法人大阪府私立学校退職金財団は、教育に対する国家的要請に応えていくため、教職員の退職金における公私間格差を是正し、優秀な人材を確保することにより、私学教育の充実・振興を図ることを目的として設立されました。

その後、財団法人大阪府私立学校退職金財団は、平成 23 年 7 月 1 日、大阪府内の大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校を構成団体とする財団法人大阪府私学総連合会に吸収合併され、退職金事業は財団法人大阪府私学総連合会の 1 事業となり、現在に至っております。

【事業の趣旨】

本事業は、大阪府内における私立学校の設置者に対し、その私立学校に勤務する教職員に支給する退職金に必要な資金の交付を行い、私立学校の教職員が安心して教育活動に専念できる環境を整備することにより、大阪府内における私立学校の教育環境を向上させ、もって、教育を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養する学校教育の基盤整備を図ることを目的としています。

【事業の内容】

私立学校は、国公立学校と並んで、公教育を担う主体としてふさわしいものとして、所轄庁により設立認可を受けた学校法人により設置されており、その事業の公益性については、社会的にも十分に認識されていると料されます。また、現在私立学校に在籍している学生生徒に加え、将来進学を予定している者を含めると潜在的な利害関係者は不特定多数といえます。

このように社会的役割の大きい私立学校ですが、公費により賄われている国公立学校に比べ、学納金収入や寄附金収入などによる運営が行われる私立学校の経営基盤は脆弱であるのが現状です。

財団法人大阪府私立学校退職金財団は、昭和 43 年に設立されて以来、私立学校及び大阪府と密接な連携をとりながら、大阪府内の私学振興に資するため、私立学校に対する退職資金の交付事業を実施してきました。

本事業の社会的役割としては、以下の二つに整理できると考えます。

○人材の確保と教育内容の充実

教育に対する国家や社会の要請に応えるためには、資質の高い教職員の確保が何にも増して重要です。本事業は、制度発足以来、公立学校教職員との待遇格差を是正し、私立学校における人材確保に大きな役割を果たしてきました。

本事業により学校法人は経営状況の如何にかかわらず、一定額の退職金を支払うことが保障されることになり、学校は資質豊かな教職員を確保することができるようになりました。一方、教職員は、この事業により安心して教育に専念できるようになりました。学校では、これらの二つの要因により（この他に学校の様々な努力は勿論あります。）、教育内容の一層の充実が図られております。

なお、教職員の待遇の重要性については、教育基本法第9条第2項において「その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」と規定されています。また、公教育の一翼を担う私立学校については、同法第8条において「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定されています。こうした法律の趣旨そして事業自体の社会的な意義や役割を踏まえ、大阪府はもとより全国の都道府県が退職資金給付事業に対し補助金を交付するとともに、国においても都道府県が交付する補助金に対し交付税措置を講じているところです。

○私立学校の振興と学費負担の軽減

本事業に対しては多額の府補助金が交付されていますが、学校はこの制度を利用することにより、その分、教育内容の充実に財源を回すことにより、子どもたちの学費負担を軽減させています。学費負担の軽減は、子どもたちに学校選択の幅を広げることに役立っています。

この学費負担の問題は、私たちが公益法人を目指している一つの理由でもあります。今回の公益法人改革においては、非営利型一般法人を選択すれば、利子配当課税が課せられます。財団の財政はその分苦しくなり、学校法人負担金を引き上げざるを得ない状況に陥ります。そうなれば、私立学校における学費値上げの一つの要因になります。学校法人はもともと非課税ですので、こうした事態になることは、学校法人からも理解を得られないと考えています。

（退職資金の給付状況）

退職者の平均標準給与月額に勤続期間により定めた率を乗じて得た額を私立学校に給付しています。近年、団塊の世代の退職や勤続年数の長い退職者が増えていることなどにより、給付総額が増加しております。

（負担金収入の状況）

負担金率は、標準給与月額に勤続期間に応じ定めた負担金率を乗じた額としており、将来にわたって収支の均衡を図るべく適正な負担金率の設定について十分な検討を行っています。

【事業実施のための財源】

- ・私立学校からの負担金収入
- ・大阪府からの補助金収入
- ・特定資産運用収入

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		定款第 4 条第 1 項第 1 号	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)		
09	本事業は、私立学校の設置者に対し、その私立学校に勤務する教職員に支給する退職金に必要な資金の交付を行うものであり、私立学校の振興を通じて、教育環境の向上に寄与するものですので、「教育・スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考えます。		
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分 (18) 上記の事業区分に該当しない場合	区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2. (事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。) 1. 本事業は、私立学校設置者に対し、退職金の支給に必要な資金の交付を行う事業です。私立学校は当該制度を利用することで、退職金制度の維持が可能となり、公私立格差の是正や雇用環境が安定化により、教育環境の向上につながる事が期待されます。私立学校への入学は不特定多数の者に門戸が開かれており、本事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与しております。 2. ア. 認可を受けた私立学校の設置者であれば、加入が可能です。 イ. 事業の安定を図るため、年金数理人に委託して財政計算を行っています。 ウ. 審査・選考は行っていない。 エ. 販売促進等は行っていない。	その他説明事項

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	大阪府私学教育文化会館の管理・運営事業	定款第4条第1項第2号
事業の概要		
(事業の概要) ・昭和24年6月に設立された財団法人大阪府私学総連合会は、大阪府下の全私学団体の利用に供することを目的とする全私学の殿堂として、昭和40年3月、大阪府私学教育文化会館をオープンさせました。本財団では、平成27年7月に新築オープンした大阪私学会館の貸会議室及び貸室の運営・管理を行っています。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	大阪私学新春互礼会の実施	定款第4条第1項第3号
事業の概要		
(事業の概要) 大阪私学の発展を祈念し、私学関係者の交友を温め結束を固めるために、「教育は私学から 私学はひとつ」の合言葉のもと、昭和58年から開催されている「大阪私学新春互礼会」は、回を重ねるごとに参加者が増え、大阪私学界の年頭恒例行事として定着しています。 (当法人の役割) 「大阪私学新春互礼会」の開始当初は、大阪私立中学校高等学校連合会が中心となって会の運営をおこなっていましたが、現在は、本財団が次第の調整、案内状の作成・発送、会場の手配、当日の受付・進行など、すべてにわたって会の運営を行っています		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。